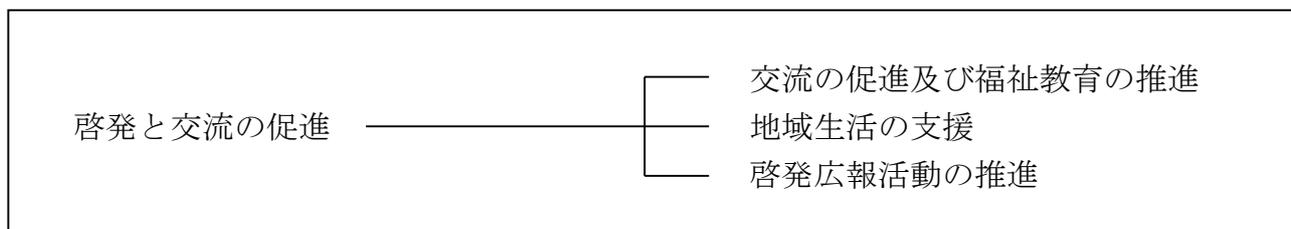


第4章 分野・課題別の施策目標

1. 啓発と交流の促進

誰もが互いに人格と個性を尊重し、住み慣れた地域での支え合いの仕組みを構築する地域共生社会の実現に向けて、正しい障害者理解を深める必要があります。本分野では、啓発や交流等に係る取組を推進します。



(1) 現状と課題

前計画で、この分野の主要な課題は、次の4つでした。

- ・ 交流の促進
- ・ 地域生活の支援
- ・ 福祉教育の推進
- ・ 啓発広報活動の推進

1) 現状

①交流の促進

- 本市の15の地域づくり組織では、住民が主体になって各地域で民生委員・児童委員や地域づくり組織、ボランティアなど多くの人や団体の協力のもと、身近な地域で高齢者サロンや子育て広場などの「地域ささえあい」の活動が展開されています。
- 名張市老人福祉センターふれあいやとれたて名張交流館では、福祉施設等で作った野菜やお菓子、工芸品等を販売し、障害者と市民の交流を図っています。
- 各障害福祉サービス事業所では、事業所で作った野菜やお菓子等の販売を行うほか、機関紙の発行、イベント等の開催により、障害者と市民の交流の場を提供しています。
- 市内の障害者団体は、名張市身体障害者互助会、名張市聴覚障害者協会、名張市視覚障害者協会、特定非営利活動法人名張市手をつなぐ育成会、名張市精神障害者家族会なばるの会があり、親睦をはじめ、情報交換等の交流等の活動を行っていますが、会員数は減少傾向にあります。

②地域生活の支援

- 各地域では「地域ささえあい」として、高齢者や障害者等の見守りが必要な人の状態に応じて、地域の民生委員・児童委員や地域関係者、まちの保健室等が連携して

見守り支援を実施しています。

また、公的サービスでは対応できないような生活課題について、有償ボランティア組織によるサービスの提供を行う地域は、15の地域づくり組織のうち10地域(うち、移動支援は6地域)で実施され、買い物、庭の剪定等の家事支援や移動支援のサービスが提供されています。サロン事業や配食ボランティアについても各地域で活発に取り組まれています。

- 「地域あんしんねっと」は、災害時等に備え、地域における要援護者の安否確認と避難支援を想定した、日ごろからの支援ネットワークの仕組みです。地域づくり組織、民生委員・児童委員等が中心となり、援助が必要とされる人が地域のどこにどのように暮らしているのかを把握しています。
- 複合的な生活課題を抱えた相談に関しては、「地域ささえあい」による見守りや地域の身近な相談窓口である「まちの保健室」の機能を生かしながら、高齢・障害・児童・困窮・教育のそれぞれの窓口で分野を超えた適切な連携支援を行えるよう包括的相談支援体制を構築することで課題解決を図っています(地域福祉教育総合支援ネットワーク)。

③福祉教育の推進

- 市内の保育所(園)・認定子ども園及び幼稚園や、学校等で障害者や障害児との交流、人権作文コンクール等、障害や人権への理解と認識を深める福祉教育を実施しています。また、生涯学習として福祉に関する講座の充実や障害の理解を深めるための講演会等を開催しています。
- 2009(平成21)年度から、聴覚障害のある人等との交流活動の促進等の支援者として期待される「手話奉仕員」の養成講座を開催し、研修等を行っています。
- 2009(平成21)年に、市民活動支援センターと男女共同参画センター、人権センターの3つのセンター機能を併せ持つ「名張市市民情報交流センター」を整備し、様々な活動の場として活用しています。
- 名張市社会福祉協議会にボランティアセンターを設置し、福祉に関する講座の開催や教材の貸出しを行っています。2014(平成26)年には、イオン名張店に「福祉まちづくりセンター」を開設し、ボランティアに関する情報発信、人材育成、交流、実践の場の提供を行っています。
- 市職員には、年間5日のボランティア休暇を導入し、地域福祉を推進しています。
- 2016(平成28)年、「名張市障害のある人もない人も共に暮らしやすいまちづくり条例」の施行に合わせ、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律に基づく職員の対応に関する要領」を作成し、市職員が適切な対応を行うため学校教職員や市職員の研修を継続して実施しています。

④啓発広報活動の推進

- 2016(平成28)年、名張市障害のある人もない人も共に暮らしやすいまちづくり条例の施行に合わせ、同年に名張市障害者施策推進協議会規則を施行し、名張

市障害者施策推進協議会に障害の当事者が参加し、当事者等の意見が反映できる会議の開催に努めています。

- 本市と各関係団体で構成する名張市共生地域デザイン会議（自立支援協議会）が共催し、障害及び障害者への理解を深めるために市民を対象とした「障害のある人もない人も地域でともに暮らす」講演会等を実施しています。
- 障害者に対する理解を求めるとともに、雇用の場の拡大を図るため企業等を訪問し啓発を行っています。
- 障害者手帳を取得された人等に、障害者福祉ガイドブック等を利用し、福祉サービスについての手続や制度の説明を行っています。また、身体に障害のある人や要介護高齢者等に対する公共施設や商業施設などに設けられている「おもいやり駐車場」の活用啓発、利用証の交付を行っています。
- 市の障害者雇用に当たっては、人事担当職員をはじめ、配属先の職員が各障害及びその就労状況について理解を深めるための研修を実施しています。

2) 基礎調査結果

①交流の促進及び福祉教育の推進

・ボランティア活動等の振興（ボランティア活動の参加の有無）

- 「ボランティア活動に参加しているか」どうか一般市民に聞いたところ、「参加したことがある」は16.0%、「参加したことがない」は83.5%でした。
「参加したことがない理由」については、「特に理由がない」が31.9%が最も多く、「学校や仕事、家事で忙しい」が25.5%、「活動内容や参加の方法がわからないから」が21.6%、「興味や関心がないから」が6.6%となっています。
- 小学生に聞いたところ、「参加したことがある」は13.7%、「参加したことがない」は85.6%でした。
「参加したことがない理由」については、「活動内容や参加の方法がわからないから」が43.0%と最も多い回答で、「興味や関心がないから」が20.1%、「その他」が17.9%、「学校や勉強で忙しいから」が16.2%となっています。
- 中学生に聞いたところ、「参加したことがある」は11.5%、「参加したことがない」は88.0%でした。
「参加したことがない理由」については、「特に理由がない」が46.0%と最も多く、「活動内容や参加の方法がわからないから」が21.3%、「学校や勉強で忙しいから」が10.2%、「無回答」が9.2%となっています。
- 高校生に聞いたところ、「参加したことがある」は12.4%、「参加したことがない」は87.1%でした。
「参加したことがない理由」については、「特に理由がない」が48.9%と最も多く、「活動内容や参加の方法がわからないから」が16.9%、「学校や勉強で忙しいから」が11.2%、「無回答」が11.2%となっています。
- 小学生では「活動内容や参加方法がわからない」が半数近くを占め、他の年齢層でも20%を越えるなど高い割合となっています。

○一般市民の自由記載でも、「ボランティア活動の内容や参加の方法をもう少し具体的に教えてほしい」という意見があり、どのように啓発していくかが課題です。

・ボランティア活動等の振興（今後してみたいボランティア）

- 小中高校生や一般市民に「これから一番してみたいボランティア」について聞いたところ、「手話や要約筆記」と答えた人が小学生で15.8%、中学生で17.1%、高校生で12.7%、一般市民で5.2%となっており、小中高校生を中心に関心が高いことがわかります。
- 自由記載では、介護者から「手話教室等を無料で開いてほしい」、一般市民から「手話を学びたいと思っているが、なかなか機会がないため、気軽に参加できる場がほしい」という意見があります。

②地域生活の支援

・地域生活の促進（障害者本人の地域活動への参加について）

- 「地域活動の参加状況」を障害者本人に聞いたところ、障害者全体では「いつも参加している」と答えた人が5.0%、「時々参加している」が36.6%、「参加したことがない」が48.6%となっています。なお、参加していない理由は障害や年齢によって異なる傾向があります。
- 身体障害者では、若い頃は「仕事が忙しく時間がない」「何があるかわからず介護者に負担」等の理由が散見されますが、高齢になるにつれて「体調不良」「歩行困難」「興味がわからない」等の理由が増えてきます。
- 知的障害者では、それらに加え「興味がない」「大勢の集まりが苦手」「外出したくない」といった理由が加わります。
- 精神障害者では「他人との交流が苦手」「人が怖い」「緊張する」といった他人とのコミュニケーションの理由を挙げている意見が多くありました。

・地域生活の促進（どのような活動に参加しているか）

- 「参加している地域活動（複数回答）」について障害者本人に聞いたところ、「地域の行事やお祭り」と答えた人が75.0%と最も多く、「講座や講演会などへの参加」が18.8%、「ボランティア活動」が18.8%、「音楽や絵画、工芸などの文化活動」が14.8%となっています。

③啓発広報活動の推進

・啓発活動の推進（障害者福祉への住民の理解度）

- 「障害福祉に対する地域住民の理解度」について一般市民に聞いたところ、「十分に理解されている」と答えた人は2.4%、「まあまあ理解されている」と答えた人は40.4%、「理解されていない」と答えた人が32.9%となっています。
- 小学生では、「十分に理解されている」と答えた人が13.1%、「まあまあ理解されている」と答えた人が42.7%、「理解されていない」と答えた人が6.0%と

なっています。

- 中学生では、「十分に理解されている」と答えた人が9.8%、「まあまあ理解されている」と答えた人が62.1%、「理解されていない」と答えた人が11.3%となっています。
- 高校生では、「十分に理解されている」と答えた人が6.3%、「まあまあ理解されている」と答えた人が61.0%、「理解されていない」と答えた人が15.7%となっています。
- 小学生から中学生、高校生、一般市民と年齢が進むにつれ、「十分に理解されている」という割合は減少し、「理解されていない」という割合が増加しています。

・啓発活動の推進（障害がある人に対する住民の理解を深めるための取組）

- 「障害者福祉を推進していくために取り組むべき課題で重要だと思うこと（複数回答可）」を一般市民に聞いたところ、「理解を深めるための学校教育」が57.8%、「理解を深めるための啓発・広報活動」が49.4%となっています。
- 年齢別で見ると、0～39歳の若い世代、50～59歳で学校教育が最も多い割合を示しており、他の年代でも高い割合となっています。
- 一般市民の自由記載でも、啓発・広報活動に対して「障害者に対する認識がない」「市の福祉施策が見えてこない」「正しい知識を広く一般に啓発していくべき」と言った理由から、どの年齢層に対しても推進していくべきという意見があります。また、福祉教育については、「障害者が安心して社会生活を送るためには周囲の理解が不可欠であり、そのためには小さい頃からの学校教育や会社での教育が必要」などの意見が多数ありました。

3) 課題

この分野では、次の3つを主要な課題とします。

- ・交流の促進及び福祉教育の推進
- ・地域生活の支援
- ・啓発広報活動の推進

(2) 施策の目標

近年、障害者手帳の取得者が増加しています。また、退院可能な精神障害者の退院促進を進めていかなければならない状況において、支援機関のみならず、地域住民の見守りや支え合い等も不可欠であることから、障害がある人もない人も、相互に理解が深められる取組が必要です。

1) 交流の促進及び福祉教育の推進

- 障害者に対する住民の理解促進のためには、小さい頃からの啓発活動が重要であり、今後も学校等でボランティア活動に取り組むなど、福祉教育の推進に努めます。

また、特別支援学級と通常学級との交流や、特別支援学校と小中学校との交流を実施します。

- 福祉施設でイベントの開催、障害者自らが講師になり障害者への理解を深める講演会等、障害者と地域住民が交流できる機会づくり、また、文化、スポーツの催しを工夫するとともに、その情報発信に努めます。また、農業体験を通して日常的に交流する場にも取り組みます。
- 障害者相談員の活動の充実を図り、各種障害者団体や家族会の会員数を増やすための活動を支援していくとともに、身近な相談窓口としての機能を強化します。
- 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」について、学校教職員や市職員への研修を継続して実施するほか、市の障害者雇用に当たっては、人事担当職員をはじめ、配属先の職員だけでなく、多くの職員に各障害及びその就労状況について理解を深めるようにします。

2) 地域生活の支援

- 各地域で「有償ボランティアによる生活支援」や見守り支援、子育て広場等、住民主体の活動が展開されています。それら地域の特性に応じた活動が継続できるよう、まちの保健室や民生委員・児童委員をはじめとする地域資源のネットワークの充実、また複合的な課題の解決に取り組んでいきます。
- 名張市社会福祉協議会のボランティアセンターや市民活動支援センター等と協力し、福祉ボランティアグループの活動の育成支援を進めます。また、市民がボランティア活動にいつでも、どこでも、誰でも気軽に参加できるような仕組みづくりに努めます。

3) 啓発広報活動の推進

- 引き続き、関係機関や関係部署と連携しながら、車いす利用者等の「おもいやり駐車場」における障害や障害者に対する理解やマナー遵守等の啓発に努めます。
- 障害児及び障害者に対する市民の正しい理解と認識を深め、福祉のまちづくりに対する市民意識の高揚を図るために、庁内各部局の事業等において機会あるごとに積極的な啓発活動を推進します。
- 各地域や関係団体等による障害者との交流行事や啓発関係行事に対して情報提供や支援を行い、啓発活動の拡充を図り、障害者に対する理解者を増やします。
- 情報提供については、広報紙やパンフレット、ホームページ、ソーシャルメディアを活用し、充実に努めます。